安全で健康な職場づくりのために！

産業廃棄物業界は「労働災害防止計画」に取り組んでいます

各都道府県協会と連合会が一丸となって産業廃棄物業界の安全衛生向上をめざします。

計画の概要

●期間　平成 29 年度～平成 31 年度（3 年間）

●目標

3年間で平成 24 年度～ 26 年度の平均に対して、**20%減**

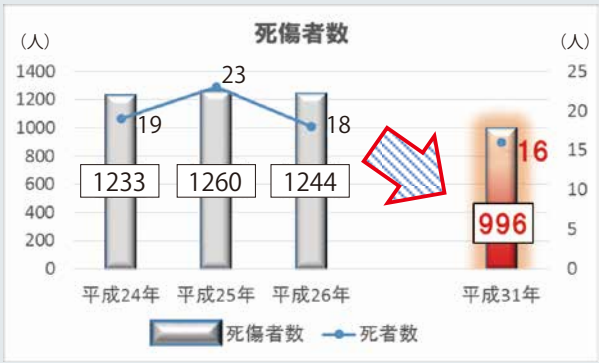

【平成 31 年】

死傷者数　**996人** 以下に！

安全衛生活動に参加しよう！

各都道府県協会では、各事業主の安全衛生活動をサポートする事業を実施しています。積極的に参加しましょう！

- ●リスクアセスメント導入の研修会
- ●安全パトロール
- ●安全大会 など

労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、魅力のある労働環境を目指そう

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 安全衛生委員会

安全衛生管理体制をチェックしてみましょう！

労働安全衛生法令で定められた次の事項の対応はできていますか？！
そうとは知らずに 法違反していませんか？

- ☐ 事業規模別に次のとおり安全衛生の担当者（安全衛生スタッフ、安全衛生推進者、産業医、安全管理者（衛生管理者）、総括安全衛生管理者）を選任※していますか。

労働者数（人）	管理組織
1 ～ 9	事業者　（安全衛生スタッフ）
10 ～ 49	事業者 →（選任・指揮）→ 安全衛生推進者
50 ～ 99	事業者 →（選任）→ 産業医 → 安全管理者、衛生管理者
100 ～	事業者 →（選任）→ 産業医 → 総括安全衛生管理者 →（指揮）→ 安全管理者、衛生管理者

※事業場規模別に管理組織の設置が必要です。

- ☐ 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場においては、安全衛生委員会、安全協議会等の会議を設け活動を展開していますか。
- ☐ 安全衛生法施行令第 6 条に定める作業（溶接、プレス機械、ボイラー、はい付け・はいくずし等）には作業主任者を選任していますか。
- ☐ 法的資格が必要な作業には、有資格者（車両系建設機械、玉掛け、高所作業車、クレーン、溶接、フォークリフト等）を配置していますか。
- ☐ 入社時や配置転換時に、安全衛生教育を実施していますか。
- ☐ 危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、安全又は衛生のための特別教育を実施し、記録を 3 年間保存していますか。
- ☐ 雇入れ時、及びその後定期的（年 1 回）に健康診断を行っていますか。

これらのポイントを解説する「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」をインターネットで公開しています。ぜひご利用ください。

連合会の安全衛生のページは インターネットで　全産廃連 安全衛生　検 索

お問い合わせは

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

〒106-0032 東京都港区六本木 3-1-17 第2ABビル4F　Tel：03-3224-0811(代)　FAX：03-3224-0820

URL：http://www.zensanpairen.or.jp/